○日野市指定管理者候補者選定委員会設置要綱

平成17年10月5日

制定

改正 平成28年4月1日

(設置)

第1条 日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年規 則第24号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、日野市の公の施設の指定管 理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、日野市指定管理者候補者選定委員会(以 下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、公の施設の指定管理者に応募した団体について、指定管理者の候補者 の選定基準に基づき審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(構成)

- 第3条 委員会は、次に掲げるものを委員として構成する。
 - (1) 公募市民 4人
 - (2) 企画部長・総務部長・担当部長 3人
 - (3) その他市長が必要と認める者 2人以内
- 2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、別に定める。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。 (守秘義務)

- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と する。
- 2 委員は、個別に公の施設の指定管理者に応募した団体と指定管理者の候補者に関する 審議についての接触をしてはならない。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、選定委員会に、専門的事項に関し学識経験のある者その他の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開及び会議録の作成)

- 第9条 委員会の会議は、公開しない。
- 2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。
- 3 会議録は、委員会が指定管理者の候補者の選定基準に基づき審議し、その結果を市長に報告した後、公開する。ただし、日野市情報公開条例(平成13年条例第32号)第7条 各号の規定のいずれかに該当する場合は、その該当する部分に限り、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、指定管理者の選定に係る公の施設を所管する課又は企画 部企画経営課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月5日から施行する。

付 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。